

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年4月20日から令和2年5月21日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
保育所入所に必要な証明書に関する見直し	検討に着手	◎	1
「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の完全電子化に向けての見直し	現行制度で対応 可能	◎	2
所得等にかかわる証明書(所得証明書)や住民票の名称・様式の統一化・標準化	【所得等に係る証 明書について】 事実誤認 【住民票について】 対応		3
行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化	検討に着手		4
高圧ガス保安法におけるデジタル3原則の実現	検討を予定		5
国立大学法人の入札参加における申請書類の様式統一および電子化	検討を予定		6
産業廃棄物管理交付等状況報告書の様式統一および電子化	検討に着手	◎	7
収納代行手続における電子化の推進	【総務省】 その他 【財務省】 その他		8
土地の形質変更手続の電子化	現行制度下で対 応可能		9
特定原産地証明書の電子化の推進	検討に着手		10
特許庁に対する手続の完全電子化	検討を予定		11
法人設立手続における完全なオンライン・ワンストップ化の実現	(1)印鑑届出義務 の廃止の早期実 現 対応 (2)公証人による 定款認証の撤廃 対応不可	◎	12
廃棄物処理法の手続きにおける添付書類の提出省略	検討を予定		13

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年8月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	保育所入所に必要な証明書に関する見直し
具体的内容	<p>就労証明書、休業証明書、復職証明書等の各種証明書は標準的様式の活用を必須とし、記載項目(定義)・内容も統一化し、備考欄については排除すべきである。排除がかなわない場合は、備考欄への記載依頼・要請は最小限とすべきである。</p> <p>「規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」の中で、上記証明書の記載項目(定義)の統一化については「対応」とのことではあるが、備考欄への個別記載依頼※の排除、記載内容の統一に向けて一段のご配慮をお願いしたい。</p> <p>※参考:備考欄で求められている主な内容 就業時間(月あたりの実働時間、通勤時間)、基本給の金額、契約更新予定の有無等</p>
提案理由	<p>保育所・学童保育所の入所等にあたり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者(従業員)を雇用する企業(勤務先)が作成している各種証明書について、近年育児をしながら仕事をする人の益々の増加に伴い、新規、更新、現況確認のために発行件数は増加し続けており、また、4月入所に向けて10月~12月に発行件数のピークとなっている。</p> <p>このような中、各種証明書については、レイアウトや記載項目の定義・内容が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならず、広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準的様式」を作成したものの、標準的様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求めるケースが多発しており、公的書類作成でもあり、複数の社員による重複チェックを実施しているため、企業の多大な負担となっている。</p>
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類として就労証明書等を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の約6割が標準的な様式を活用しています。</p>	
該当法令等	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2項第2号	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>就労証明書については、令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、活用実態を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、各市町村における備考欄以降の追記についてより負担が減るよう、検討を進めてまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 2

受付日	2年8月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の完全電子化に向けての見直し
具体的内容	「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の完全電子化に向けて、全ての市区町村においてeLTAX対応(正本のeLTAXによる電子送付及び副本としてのCSV形式でのデータ送付)としていただきたい。 また、副本として取得できるCSV形式データにおけるユニークキーとして、現在は、受給者番号が使われているが、個人番号(マイナンバー)※を利用できるようにしていただきたい。 ※個人番号の利用範囲には税も含まれることから、特別徴収義務者(企業)が、納税者(従業員)から正しく税を徴収し、納付するための事務としての利用を認めていただきたい。
提案理由	給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の決定通知の特別徴収義務者たる企業用(以下「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」という)については、現状、市区町村から正本として紙が送付されてきている。また、eLTAX対応の市区町村からは、副本としてCSV形式のデータを取得できるようになっているが、完全電子化の実現に向けては、以下の課題があり、早急な改善が望まれる。 ・「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の正本については、紙での送付であることから、特別徴収義務者(=企業)では、開封、仕分け、保管(機微情報を含むため厳重な保管)のために管理コストが発生している。 ・住民税の特別徴収にあたっては、企業が給与計算システムへ取り込みを行い、従業員の給与から引去りを行った上で、各市区町村へ納付するが、当該給与引去りにあたっては、eLTAXで対応の市区町村については、副本として取得できるCSV形式データを用いている一方で、eLTAX対応ができていない市区町村については、「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の正本(紙)から手作業でデータ化を行っているため膨大なコストが発生している。 ・ユニークキーとして「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」に付される受給者(通知を受ける者)番号については、市区町村によってはeLTAXデータ及び正本(紙)に記載していないケースも散見されており、特に外国人従業員については企業への登録名と異なることもあるため、対象者を特定することが難しい場合もある。これにより、正しい納税者から正しく住民税を徴収できないリスクが発生している。
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	総務省
制度の現状	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。	
該当法令等	地方税法第321条の4第8項	
対応の分類	現行制度で対応可能	
対応の概要	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。まずは、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めているところです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:3

受付日	2年8月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	所得等にかかわる証明書(所得証明書)や住民票の名称・様式の統一化・標準化
具体的内容	所得等に係る証明書については、名称の統一を図るべきである。 また、所得等にかかる証明書、住民票の様式及び記載項目(定義)・内容の統一化、標準化を図るべきである。
提案理由	多くの企業において、健康保険扶養認定等で市区町村発行の所得証明書や住民票がエビデンスとして必要とされるが、市区町村によって、証明書のタイトル(名称)や形式が異なるため、従業員に対し一律の説明ができない(ある市区町村では所得証明書、別の市区町村では課税証明書等)ことがあったり、住民票については、市区町村によって様式が異なるため、企業側でエビデンスとして住民票を確認する際に、必要な情報確認に手間がかかり、大変非効率な現状にある。
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	総務省
制度の現状	【所得等に係る証明書について】 所得等にかかる証明書については、法令で定められたものではなく、各市区町村において行政サービスの一環として発行されているものです。 【住民票について】 「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日付け自治振第150号等)において住民票の様式例を示していますが、住民票の様式は、各市区町村において定めています。	
該当法令等	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条 「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日付け自治振第150号等)	
対応の分類	【所得等に係る証明書について】事実誤認【住民票について】対応	
対応の概要	【所得等に係る証明書について】 所得等にかかる証明書については、法令で定められたものではなく、各市区町村において行政サービスの一環として発行されているものです。 【住民票について】 住民票については、住民記録システムに関する検討会を開催し、住民記録システムの標準仕様書を作成することとし、当該仕様書において、住民票の写しを含む各種様式・帳票の標準化を図ることとしています。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:4

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化
具体的内容	照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。
提案理由	行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。なお、照会文書の書式の統一化については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月の生活保護関係全国係長会議資料において所定の様式を使用する必要がある旨を掲載して各自治体に再周知しました。</p>	
該当法令等	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第19条</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を昨年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とまとめ」を策定し、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣僚決定)に反映しました。</p> <p>同とりまとめ及び「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。</p>	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:5

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	高圧ガス保安法におけるデジタル3原則の実現
具体的内容	高圧ガス保安法における手続において、「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンストップ」を実現すべきである。 その際には、自治体毎に電子申請・届出システムを構築することは非効率なため、国の主導により全国統一のシステムを構築し、各自治体の利用を必須とすることが望ましい。
提案理由	高圧ガス保安法に基づく各種申請・届出にあたっては、法令上オンライン実施不可の手続が存在するほか、各地方公共団体において電子申請への対応が進んでいないため、事業者は行政機関の窓口で大量の書面を持参・郵送する必要が生じている。具体的には、以下の手続における負担が特に大きい。 1. 「保安統括者」「保安統括者代理者」「保安係員」「冷凍保安責任者」等の選任・解任の届出 2. 保安検査・完成検査（収入証紙を貼付して手数料を支払う場合があるほか、検査証は書面で交付される） 3. 設備に関する各種届出（「製造のための施設の位置及び付近の状況を示す図面」として「事業所全体平面図」を届出の都度提出している） 4. 高圧ガス製造許可申請・特定高圧ガス消費届、高圧ガス製造施設等変更許可申請・特定高圧ガス消費施設等変更届（申請と届出を同時一体的に行う場合も手続毎に定められた同一の添付書類を提出している） デジタル手続法の施行にともない、ICTを活用した行政手続の合理化・簡素化は急務である。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	高圧ガス保安法上の手続きにおいては、まずは足下の取組として経済産業省（本省及び産業保安監督部）への電子申請手続きに向けた検討を実施しているところでは。	
該当法令等	高圧ガス保安法	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	まずは経済産業省への手続きのオンライン化の検討を進めていくこととします。同時に、各自治体への手続きについては、手続きの種類、件数の実態、オンライン化のニーズや正確性の担保方法等について、都道府県及び事業者双方の意見も聞きながら十分に調査・精査し、検討を行います。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:6

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	国立大学法人の入札参加における申請書類の様式統一および電子化
具体的内容	入札参加申請手続における必要書類の様式を統一するとともに、電子的な提出を可能とすべきである。
提案理由	国立大学法人の入札案件(建設工事等)に参加するにあたり、同一の内容にもかかわらず大学毎に申請書および添付書類の様式が異なっている。このため、広域で活動する事業者には大学毎の様式に個別対応しなければならず、煩雑な事務負担が生じ生産性を低下させている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁		文部科学省
制度の現状	国立大学法人における入札は、各法人の会計規程等に基づき、各法人において手続が行われています。また、国立大学法人の入札手続は、文部科学省の電子入札システムにより参加申請から落札決定まで行うことが可能となっています。	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	国立大学法人における入札は、各法人がそれぞれの会計規程等に基づき手続を行っていることから、文部科学省における入札手続を定めた通知については、各国立大学法人にも参考送付しています。今後は、入札関係書類について、同一様式の共有化を推進する方向で検討します。また、文部科学省の電子入札システムについては、引き続き国立大学法人の利用も可能とする運用をしていきます。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:7

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	産業廃棄物管理交付等状況報告書の様式統一および電子化
具体的内容	各自治体において、産業廃棄物管理交付等状況報告書の統一様式の活用を徹底するとともに、電子データでの提出を可能とすべきである。
提案理由	産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託し、「産業廃棄物管理票」を交付した排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を記載した「産業廃棄物管理交付等状況報告書」を都道府県知事・政令市長に提出しなければならない。同報告書は環境省令により様式が統一されているにもかかわらず、独自の様式を定めて事業者に報告を求める都道府県や政令市が存在する。このため、個別様式に対応するために報告書作成のシステム化ができず、事業者において煩雑な事務負担が生じている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	産業廃棄物管理交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において定められているところですが、環境省が平成30年度に実施した調査において、約2割の自治体が各都道府県の事務の実情に合わせて同規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いていることを把握しました。	
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	様式統一のための対応として、平成30年度末に地方自治体宛てに、定められた環境省令様式の使用を厳に遵守するよう通知を発出しております。当該通知を受けた各都道府県等の対応状況について、現在、環境省令様式あるいは環境省ウェブページ掲載のエクセルデータ(省令様式の加工可能なファイル)を利用しない都道府県等にその理由も含めて確認する調査に着手したところです。調査結果を踏まえて分析を行い、今後の対応について本年夏頃を目処に検討する予定です。 また、地方自治体において環境省令様式での申請があった場合の差し替えや情報の追完の指示の有無、備考欄等の項目追加についても、上記調査と併せて把握を行うことを予定しております。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:8

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	収納代行手続における電子化の推進
具体的内容	国として収納代行手続の電子化を推進する観点から、まずは国税・地方税の納付における書面規制を撤廃すべきである。
提案理由	大手小売店舗においては、電力・ガス・水道等の公共料金や通販代金・税金等の支払いを代行する「収納代行サービス」を取り扱っている。 収納代行の実施にあたっては、納付における書面規制があるため、バーコードが印刷された払込取扱票(書面)を用いる方法が大半であり、店舗には払込取扱票の控えに押印して利用者に渡す作業が発生している。支払う金額が5万円(税抜)以上の場合、店舗は収入印紙を貼付する必要も生じる。 労働力不足が深刻化するなか、このような書面・対面手続による事業者負担は大きく、収納代行サービスを維持・継続するためにも、デジタル技術を用いて事務作業の省力化を図ることが求められる。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省、財務省
制度の現状	【総務省】 地方税の納付については、地方自治法施行令第158条第2項に基づき、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類により収納を行うこととされていますが、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録によることも可能となっています。 【財務省】 コンビニ納付については、国税通則法第34条の3第1項第1号の規定に基づき、納税者が納付受託者に国税の納付を委託する場合は、一定のバーコード付きの納付書で納付することとされている。	
該当法令等	【総務省】 地方自治法施行令第158条の2第2項 【財務省】 国税通則法第34条の3 国税通則法施行規則第2条	
対応の分類	【総務省】☑その他【財務省】☑その他	
対応の概要	【総務省】 コンビニ納付については、一般的に対面により、収納が行われていますが、その実施方法については、地方自治法施行令第158条の2に基づき、各地方団体と収納事務受託者との間の契約により定められていると認識しています。 なお、デジタル技術を用いた新たな仕組みにつきまして、具体的なアイデアがあれば御提示ください。 【財務省】 ○ 国税の納付手続につきましては、納税者の利便性や正確な収納事務の履行の観点等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものと考えております。 ○ 左記「制度の現状」につきましては、納付受託者であるコンビニエンスストア等における情報端末機やレジのシステムを踏まえ、現在実施可能な仕組みを前提に設けられているものです。デジタル技術を用いた新たな仕組みにつきまして、具体的なアイデアがあれば御提示ください。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:9

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	土地の形質変更手続の電子化
具体的内容	政府においても、規制改革推進会議が「事業者目線での行政手続コスト削減」の推進を打ち出しており、その一環として、土地の形質変更に関する届出の電子化に取り組むべきである。
提案理由	2019年4月に改正土壤汚染対策法が施行され、「有害物質使用特定施設」が設置された工場・事業場の土地(面積900平方メートル以上)の形質変更を行う場合、形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に対して一定の事項を届け出ることとされた。 法改正により届出対象の土地が拡大されたことから、届出頻度が増大したことに加え、各都道府県において届出の電子化が認められていないため、事業者には行政機関への訪問や届出書類の郵送に要する多大なコストが発生している。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされています。</p> <p>この「環境省令で定める規模」は、従来、一律3,000㎡としていましたが、産業界の有識者にも御参画いただいた中央環境審議会土壤農業部会土壤制度小委員会における審議を踏まえ、操業中の工場については、汚染された土壌が存在する可能性が高く、土地の形質の変更を行う場合には汚染の拡散を生ずるおそれがあり、汚染状況の適正な把握という観点から、有害物質使用特定施設が存在する工場又は事業場の敷地等については、900㎡としました(土壤汚染対策法施行規則第22条。土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令により、平成31年4月に施行。)</p> <p>また、土壤汚染対策法第4条第1項の届出については、所定の図面及び書類を添付した届出書を提出することにより行うこととされています(土壤汚染対策法施行規則第23条)。</p>	
該当法令等	<p>土壤汚染対策法第4条 土壤汚染対策法施行規則第22条、第23条</p>	
対応の分類	<p>現行制度下で対応可能</p>	
対応の概要	<p>土壤汚染対策法第4条第1項の届出については、法令上必ずしも書面により提出することが求められているわけではありませんが、その性質上、都道府県等の担当者が書面により確認し、必要に応じ修正や追加の書面の提出を求める等の補正手続を経ることが多いことから、都道府県等において書面による提出を求める運用としているものと承知しております。</p> <p>土壤汚染対策法の適正な施行のため、都道府県等が必要と判断される場合には、引き続き書面による届出に御協力をお願いいたします。</p>	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 10

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	特定原産地証明書の電子化の推進
具体的内容	デジタル技術を用いて手続負担を大幅に改善する観点から、指定発給機関と輸出先の税関当局との間で原産地証明に関する情報を電子的に共有する仕組みを構築すべきである。
提案理由	<p>経済連携協定(EPA/FTA)を利用した商品の輸出にあたり、海外の取引先から輸出者に対し、当該商品が日本産であることを証明する「特定原産地証明書」が求められる。同証明書の発給事務は、各協定が定める「指定発給機関」である日本商工会議所や各地の商工会議所が担っている。</p> <p>特定原産地証明書の発給申請に関する手続は電子化されているが、同証明書は書面で発給される。このため、輸出者は当該書面を取引先に送付し、取引先が輸出先の税関に証明書を提出する煩雑な処理が行われている。サプライチェーンの構成要素である貿易手続において書面を郵送でやり取りすることは、企業活動のデジタル化の足枷になるとともに、輸出入手続の遅延を招いている。</p> <p>既に経済産業省「原産地証明書電子申請化支援事業」により、本年4月より一部の商工会議所で証明書の電子的な発給が行われる予定である。これにより、国内における発給手続の電子化は一定の効率化につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>特定原産地証明書の発給の申請手続については、すでに専用のシステムが運用されていますが、相手国税関への提出では原則として書面の証明書にて受理されるところ、発給も書面にて行われています。</p> <p>なお、豪州との間では輸入者が原産地証明書の原本を所持していることを条件に税関に対して電子的な写しで原産地証明を行うことが認められています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた暫定措置として、輸入通関時での原産地証明書のスキャンデータでの提出(事後に原産地証明書原本提出が必要)を認める国もあります。</p>	
該当法令等	該当なし	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>証明書の電子化の実現には、まず協定締約国との間においてその提出が受け入れられること及び具体的な運用方法について合意を得る必要がありますので、この点について、関係省庁とも連携しつつ、関心を有する国との間で相互主義に基づき議論を積極的に進めてまいります。</p> <p>現在議論を行っている国との間では本年度中、それ以外の国に対しても来年度(2021年度)中を目途とし、相手国と合意した協定から運用ができればと考えています。</p>	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 11

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	特許庁に対する手続の完全電子化
具体的内容	特許庁に対する全手続の電子化を可能にするとともに、特許印紙や収入印紙による手数料納付を廃止すべきである。
提案理由	特許法に基づく手続は、原則として書面で実施し、特許印紙や収入印紙を貼付して手数料を納付しなければならない。「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」により、一部手続は電子化が認められているが、特許権の存続期間の延長登録や、登録名義人の表示変更登録に関する手続等は対象となっていない。電子申請・届出が認められない場合には、書面を作成のうえ、特許印紙や収入印紙を貼付して手続を行わなければならない、申請者の事務負担は極めて大きい。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	特許法上、手続は原則として書面ですべきものとされていますが、そのうち工業所有権に関する手続等の特例に関する法律が定める一部手続については、書面に代えて電子的に行うことが可能とされています。登録名義人の表示変更登録申請や、存続期間延長登録願等、ご要望の手続は「特定手続」に該当せず、書面での申請が必要となっています。	
該当法令等	特許法第67条の2 特許法施行規則第1条 特許登録令第4条 特許登録令施行規則第10条4項 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	政府全体で行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子化可能な手続の拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直しています。特許特別会計は収支相償原則の下で運営されており、特許庁のシステム整備に要する費用は、出願料、審査請求料、特許料等としてユーザーの負担となることから、ご要望の手続の申請件数等も踏まえ、システムの導入や維持に係る費用対効果も精査しつつ、今後も、手続の電子化について検討していく予定です。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 12

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	法人設立手続における完全なオンライン・ワンストップ化の実現
具体的内容	法人設立手続の完全なオンライン・ワンストップ化を実現する観点から、印鑑届出義務の廃止を早期に実現するとともに、公証人による定款認証を撤廃すべきである。
提案理由	法人(株式会社)の設立をめぐる一連の手続のうち、登記前手続の中に「登記所に対する印鑑の提出」「公証人の面前での定款認証」が存在している。このため、書面・対面での手続に対応する手間が発生し、事業活動の迅速な開始を妨げている。 2019年12月に「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、印鑑の届出義務は廃止されたが、当該改正箇所は未施行である。 公証人の面前での定款認証については、一定の条件のもとでテレビ電話を活用した認証方法が導入されたが、そもそも代理人による手続等が認められており、その必要性・実効性が疑問視されている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>(1)印鑑届出義務の廃止の早期実現 現行の商業登記法第20条第1項は、「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。」と規定し、登記の申請人に印鑑の提出義務を課しています。 また、この印鑑の提出は、印鑑が押印された印鑑届書の提出によってするものとされ、オンラインにより登記の申請をする者も印鑑届書を別途提出する必要があります。</p> <p>(2)公証人による定款認証の撤廃 株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。</p>	
該当法令等	<p>(1)印鑑届出義務の廃止の早期実現 商業登記法第20条第1項、商業登記規則第9条第1項</p> <p>(2)公証人による定款認証の撤廃 会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条</p>	
対応の分類	(1)印鑑届出義務の廃止の早期実現 対応【2】公証人による定款認証の撤廃 対応不可	
対応の概要	<p>(1)印鑑届出義務の廃止の早期実現 印鑑提出の任意化を実現するための商業登記法の改正を含む会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)は、令和元年12月4日に成立し、同年11月に公布されたところですが、当該改正規定の施行は、令和3年2月を目途としており、省令改正等の準備を行っています。</p> <p>(2)公証人による定款認証の撤廃 公証人による定款認証は、発起人本人又は代理人による嘱託のいずれの場合においても、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。 このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。 なお、定款認証制度については、法的インフラとしてその機能が果たされるよう、利便性向上や現代的課題への対応のための取組を不断に行っており、最近の取組としては、平成30年11月以降、定款認証に際し設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を嘱託人に求めることとし、また、平成31年3月29日以降、テレビ電話等を利用してオンラインにより定款認証を行うことを可能にしております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号: 13

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	廃棄物処理法の手続きにおける添付書類の提出省略
具体的内容	ICTやマイナンバー制度の活用による行政機関間の情報連携を通じて添付書類の提出を省略し、事業者の負担を早期に軽減すべきである。
提案理由	産業廃棄物処理業の許可申請等や産業廃棄物処理施設の設置申請等にあたり、事業者は役員の住民票の写しや成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を添付しなければならない。さまざまな添付書類の取得・提出に要する事業者負担は極めて大きい。これらは既に行政機関が保有している情報である。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	役員の住民票の写しや法人の登記事項証明書等について、環境省令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2等)に基づき許可申請時等に当該添付書類の提出が求められています。	
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の2、第15条、第15条の2の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の10、第11条、第12条の10	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	当該添付書類に記載の情報については、行政機関の保有する情報であることから、その省略に向けて、内閣府主導のもと、情報システムを整備する方針が「デジタル・ガバメント実行計画」に記載され、令和元年12月20日に閣議決定されております。 この計画に、行政手続のオンライン化及び添付書類の省略等に係る各施策について記載されたことに伴い、各手続のうち住民票、登記事項証明書、戸籍の省略方法について、環境省のデジタル・ガバメント中長期計画の改定を実施したところです。この中長期計画のもと、具体的なオンライン化の方法について、関係省庁、地方自治体とも連携しながら検討する予定です。	

区分(案)	
-------	--

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年5月22日から令和2年6月19日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
「雇用保険被保険者転勤届」等届出の一括申請・受理に向けた見直し	対応不可	◎	1
行政機関における電子契約システムの活用促進	現行制度下で 対応可能	◎	2
施工体制台帳の提出・備え置き電子化	現行制度下で 対応可能		3
雇用保険に関する本社一括手続の実現	対応不可	◎	4
特殊な車両の通行における許可手続のオンライン・ワンストップ化	・オンライン申請 【警察庁】 現行制度で対 応可能 【国土交通省】 対応 ・ワンストップ 化 【警察庁】 対応不可 【国土交通省】 対応不可		5
健康保険組合における法定帳簿の電子的管理の容認	検討に着手		6
雇用保険手続における添付書類の省略	対応不可	◎	7

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年8月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	「雇用保険被保険者転勤届」等届出の一括申請・受理に向けた見直し
具体的内容	届出は主となる(例えば本事業所を管轄する)ハローワークか所に提出し、ハローワーク内で共有いただきたい。今後、電子(e-Gov)申請となっていくことで、一括して申請・届出等を行うため、申請先、受理先を一括にすることで、ハローワーク内の情報共有が図られれば、転勤等地域が変わる事で行う申請・届出等の工数削減が大いに期待できる。
提案理由	被保険者(従業員)の転勤があった日の翌日から10日以内に、事業主は「雇用保険被保険者転勤届」を被保険者の転勤先の事業所を管轄するハローワークに提出しなければならない。このルールに対応するため、転勤の都度、ハローワークの所管が変わる場合は、転勤先のハローワークへ「雇用保険被保険者転勤届」の提出を行っており、企業、事業主の大きな負担となっている。
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	雇用保険法施行規則第3条において、雇用保険法の規定により行うべき被保険者に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならないこととされています。 また、同則第13条において、一の事業所から他の事業所に転勤した場合は、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に転勤届の提出を求めています。	
該当法令等	雇用保険法施行規則第3条、第13条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	事業主から被保険者に関する届出があった場合や離職者から基本手当等の支給申請があった場合においては、その被保険者や離職者の勤務実態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとに処理していただくこととしています。 なお、電子申請にて届出を行う場合、届出を行う本社等において、複数の事業所の事務処理を一括して行うことが可能となっています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:2

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年6月25日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	行政機関における電子契約システムの活用促進
具体的内容	電子契約システムの対象契約や参加省庁の拡大を図るべきである。
提案理由	公共調達に際して、行政機関(発注者)と民間事業者(受注者)の間では契約から納入検査、請求に至るまでさまざまな手続が発生する。一連の手続をデジタル化し、官民双方の業務効率化を図る観点から、政府において「電子契約システム」の導入が進められている。しかしながら、参加省庁が4府省(内閣府、国土交通省、農林水産省、防衛省)にとどまるほか、対象となる契約も公共工事・コンサルタント業務等に限定されている。このため、書面の契約書や請求書等を郵送で取り回す作業が依然として残っており、官民双方の生産性向上が十分に進んでいるとは言い難い。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣官房、国土交通省
制度の現状	<p>「電子契約システム」は、公共工事・建設コンサルタント業務について、一連の契約手続をインターネット経由で電子的に行う国土交通省が運用するシステムであり、公共工事・建設コンサルタント業務特有の事務手続(前払金請求等)に対応するよう開発したものです。</p> <p>「電子契約システム」では契約から請求まで一貫して、書面の取り回しや押印を必要としないよう、電子署名を用いた電子的な書類の授受を実現しており、公共工事・建設コンサルタント業務を実施する主な4府省(国土交通省、農林水産省、防衛省、内閣府)において、令和元年度に運用を開始しました。</p> <p>なお、国土交通省が実施する公共工事・建設コンサルタント業務については、令和2年度より原則として全件を電子契約の対象としており、入札公告において電子契約手続を用いることを明示するとともに、各地方整備局等のホームページにおいて「電子契約システム」の案内を行っています。</p> <p>一方、「電子調達システム」は、物品・役務等について、一連の契約手続をインターネット経由で電子的に行う総務省が運用するシステムであり、「電子契約システム」が対象としていない契約においても各省庁で電子契約に対応可能となっているところです。</p>	
該当法令等	会計法第49条の2 契約事務取扱規則第28条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:3

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	施工体制台帳の提出・備え置き電子化
具体的内容	工事の大規模化により下請業者等が増加する場合には当該作業に要する事業者負担は極めて大きく、また、工事現場において、書面と同等に必要なに応じて確認する状況も確保できることから、施工体制台帳の提出・備え付きの電子化を認めるべきである。
提案理由	公共工事の発注者から直接工事を請け負う「特定建設業者」においては、建設工事の適切な施工を確保する観点から、下請・孫請など工事の施工を請け負う全業者名、各業者の施工範囲、技術者氏名等を記載した「施工体制台帳」を作成し、発注者に提出するとともに、当該施工体制台帳を工事現場毎に備え置かなければならない。書面による提出・備え置きに対応するためには、下請業者等から適切なデータの提出を受けて各データを紙に出力し、出力された書面を並び替えてインデックスを付す等のファイリング作業が必要となる。加えて、施工体制台帳の備置場所の確保や作業終了後の当該台帳の移管作業等も発生する。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業法第24条の7の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が4,000万円以上(建築一式工事にあつては、6,000万円以上)の下請契約を締結するときは、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないこととされています。 また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により、公共工事については、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が下請契約を締結するときには、施工体制台帳の作成及び備え置きが必要となり、その写しを発注者に提出しなければならないこととされています。	
該当法令等	建設業法第24条の7 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	現在、建設業法施行規則第14条の2第3項において、施工体制台帳に記載すべき事項が電子計算機に備えられたファイル等に記録され、必要に応じて工事現場において紙面に表示されるときは、当該記録をもって、施工体制台帳への記載に代えることができることとしています。 また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定に基づき、行政機関等に対する申請等を電子的な方法を用いて行うことができるとされていることから、現行においても、電子的な方法による施工体制台帳の写しの発注者への提出は認められております。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:4

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	雇用保険に関する本社一括手続の実現
具体的内容	デジタル・ガバメントの実現に向けて、公共職業安定所間の情報連携を推進することで、本社を所轄する公共職業安定所で雇用保険手続を一括で受付・処理できるようにすべきである。
提案理由	雇用保険に関する各種手続(被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者転勤届等)は、事業場毎に所轄の公共職業安定所に提出して実施しなければならない。このため、広域で活動する事業者においては、各事業場に担当者を配置する必要が生じ、行政手続に関する業務の効率化・集約化を阻害している。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	雇用保険法施行規則第3条において、雇用保険法の規定により行うべき被保険者に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならないこととされています。	
該当法令等	雇用保険法施行規則第3条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>事業主から被保険者に関する届出があった場合や離職者から基本手当等の支給申請があった場合においては、その被保険者や離職者の勤務実態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとに処理していただくこととしています。</p> <p>なお、電子申請にて届出を行う場合、届出を行う本社等において、複数の事業所の事務処理を一括して行うことが可能となっています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:5

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	特殊な車両の通行における許可手続のオンライン・ワンストップ化
具体的内容	私道を除く全ての道路を対象に、特殊車両通行許可申請と制限外積載許可申請の手続のオンライン・ワンストップ化を可能とするとともに、審査期間を短縮する方法を検討すべきである。
提案理由	車両の構造(幅、長さ、高さ、重量等)が一定の制限を超える場合、通行する道路の管理者に対して「特殊車両通行許可申請」を行わなければならない。当該車両における積載物や積載方法が一定の制限を超える場合には、出発地を所管する警察署に「制限外積載許可申請」を実施することも求められる。 特殊車両通行許可をオンラインで申請するには、通行経路内に国道事務所が管理する国道が含まれる必要があり、県道や市道のみを通行する場合は行政機関の窓口を訪問しなければならない。 また、制限外積載許可申請はオンライン申請自体が可能となっておらず、各地の警察署に申請できるよう担当者を全国に配置する必要も生じている。 こうした事務手続きの煩雑さに加えて、通行する道路の管理者が複数の行政機関に及ぶ場合には、申請受付から許可取得までに数か月を要するなど、事業活動の予見可能性も立ちにくい。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>【警察庁】 貨物が分割できないものであるために積載重量等の制限等を超えることとなる場合においても、警察署長が提出された申請書に基づき、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、車両の運転者は、当該車両を運転することができます。 また、都道府県の警察機関に係る申請等のオンライン化については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。 なお、制限外積載許可申請については、5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を標準処理期間として定めており、迅速な対応に努めています。</p> <p>【国土交通省】 (特殊車両通行許可申請について) 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受ける必要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 また、ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により申請件数が増加し、許可までの審査日数が長期化している中、迅速化に向けた取組を実施しています。</p>	
該当法令等	<p>【警察庁】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第3項 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年國家公安委員会規則第6号)第11条</p> <p>【国土交通省】 道路法第47条の2</p>	
対応の分類	<p>・オンライン申請 【警察庁】 現行制度で対応可能 【国土交通省】 対応 ・ワンストップ化 【警察庁】 対応不可 【国土交通省】 対応不可</p>	

<p>対応の概要</p>	<p>【警察庁】 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。制限外積載許可申請のオンライン化についても、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための所要の予算措置がなされる必要があるものの、都道府県公安委員会の判断により実施可能です。</p> <p>また、制限外積載許可と特殊車両通行許可に係る申請のワンストップ化については、 ○ 制限外積載許可が個々の運転行為を対象とした運転者に対する許可であるのに対し、特殊車両通行許可が限度超過車両の通行を対象とした使用者(当該車両を通行させようとする者)に対する許可であるように申請主体そのものが異なること ○ 制限外積載許可を必要とする全ての運転行為に特殊車両通行許可が必要となるわけではないこと等を考慮すると、それぞれの許可のうち限られた一部のものについてのみ都道府県警察と国土交通省との間にまたがるシステムを所要の予算措置を講じて構築することが必要となることや、異なる者の許可申請を一括することはかえって混乱を招きかねないことから、適当ではないと考えております。</p> <p>【国土交通省】 (特殊車両通行許可申請について) 特殊車両通行許可の国への申請はオンライン化済みであり、自治体への申請についても令和元年9月よりオンラインによる提出が可能となる仕組みの運用を開始しています。 なお、特殊車両通行許可は道路の構造の保全及び交通の危険の防止の観点から道路と車両の物理的関係を審査するもので、道路交通の安全等の観点から審査する制限外積載とは審査の観点が異なるため、提案事項(ワンストップ化)の対応は困難です。</p>
--------------	---

<p>区分(案)</p>	
--------------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:6

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年6月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	健康保険組合における法定帳簿の電子的管理の容認
具体的内容	電子帳簿保存法を参考に、法定帳簿を書面に出力することなく、電子的に管理することを認めるべきである。
提案理由	厚生省(当時)通知により、健康保険組合においては、法定帳簿である「歳入簿」「歳出簿」「現金出納帳」の作成にあたり、年度末に書面に出力するほか、月末には年度当初から当該月分までの帳票の記載内容を出力・管理しなければならない。また、帳簿や帳票の出力に際しては、通し番号を附して編綴することが求められている。このため、電子的に経理帳簿を作成している健康保険組合も、上記通知に対応するために書類の作成や管理・保管、廃棄等を行う必要が生じており、電子化のメリットを十分に享受することができていない。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知)に基づき、対応をいただいています。	
該当法令等	健康保険法施行規則第12条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第3条 「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知)	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	健保組合の法定帳簿である「歳入簿」、「歳出簿」、「現金出納簿」については、現在、健保組合における電子申請環境の構築に併せ、前向きに検討を進めているところですが、歳入簿等の電子保存を認めるには、「厚生労働省の所管する法令等の規程に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」の改正が必要となるため、他の法令等で規定する書面の取扱いとの整合性も含めて検討してまいります。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:7

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	雇用保険手続における添付書類の省略
具体的内容	事業者が既に提出した社員のマイナンバーを活用して行政機関間の情報連携を図り、添付書類の提出を不要とすべきである。
提案理由	高年齢雇用継続基本給付金や育児休業給付金の支給申請にあたり、被保険者(社員)は事業主(勤務先)を経由して行政機関に手続を行うこととされている。支給手続に必要な添付書類の中には、受給資格(年齢)や育児休業の事実を確認するための公的書類の写しが求められるが、このような添付書類は既に行政機関が保有している情報である。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	高年齢雇用継続基本給付金は雇用保険法施行規則第101条の5において、育児休業給付金は雇用保険法施行規則101条の13において、申請の際に添付する書類について定めております。	
該当法令等	雇用保険法施行規則第101条の5、第101条の13	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	マイナンバーによる情報連携による添付書類の省略について、年齢の確認書類については提出を省略できるよう検討しておりますが、育児休業給付の延長事由となる入園不承諾に係る情報について把握することができないことから、提出を省略することは難しいものと考えております。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年6月22日から令和2年7月22日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
同一資本の企業グループ内での社会保険業務の業務制限の見直し	対応不可		1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年8月17日	所管省庁への検討要請日	2年8月23日	回答取りまとめ日	2年7月29日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	同一資本の企業グループ内での社会保険業務の業務制限の見直し
具体的内容	同一資本の企業グループ内のシェアードサービス会社が行う社会保険業務については、同一企業内で行う業務とみなし、社会保険労務士法第27条の「業務の制限」の適用対象から外すべきである。
提案理由	近年、本業への経営資源の効果的な投入を目的に、グループ内の各企業における人事・総務等の間接部門を一つの企業に集約し、グループ横断でバックオフィス業務を担う「シェアードサービス化」が進展している。シェアードサービス会社の主な業務の一つに給与計算処理があり、グループ全体の業務を一括して行うケースが増えている。しかしながら、給与計算処理とほぼ一体不可分である社会保険業務に関しては、シェアードサービス会社が担うことができない。社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士もしくは社会保険労務士法人でなければ、別法人の社会保険業務を業として行うことができないためである。 このため、例えば、ある一つの会社(A社)を持ち株会社化し、その傘下に事業会社としてB社とC社を設立すると、従来、A社の社会保険業務を担当してきた者は、B社とC社の社員に関する社会保険業務を実施できなくなり、事業効率の低下を招いている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことはできないこととされています。	
該当法令等	社会保険労務士法第27条、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	労働社会保険関係法令は、当該法令の目的に照らし、就労実態を具体的に認識している事業主が責任をもって手続きを行うことを原則としており、当該法令に基づく各種届出等の事務については、同一資本の企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。 社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことを禁止しているものであるため、同一資本の企業グループ内であっても、労働社会保険手続きを行うことはできません。 なお、グループ企業の持ち株会社Aは、傘下の事業会社B社とC社の社員の労働社会保険手続きについて、その書類の作成に先だて行われる、給与に関する情報の給与計算システムへの入力等の作業、社会保険関係窓口等への書類の提出といった使者としての行為などの支援業務を行うことは可能です。	

区分(案)	
-------	--